

奈良県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	乾 善徳	北葛城郡広陵町大字安部七七五
〃	古川 喜幸	〃 〃 三四〇
〃	古山 佳勇	〃 〃 七四八
〃	田辺 義信	〃 〃 三四六
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二
〃	巽 博司	〃 〃 六〇九
〃	古山 隆副	〃 〃 六〇八
〃	上田 市夫	〃 〃 五六七
〃	古山 功	〃 〃 五五二
〃	寺田 惣一	〃 〃 五二五―二
〃	巽 成元	〃 〃 五五〇―二
〃	古川 正人	〃 〃 八〇三
〃	巽 寛行	〃 〃 一四〇―一
監事	出井 陸治	〃 〃 三二五―四
〃	木村 吉成	〃 〃 四七四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	乾 善徳	北葛城郡広陵町大字安部七七五
〃	古川 喜幸	〃 〃 三四〇
〃	古山 佳勇	〃 〃 七四八
〃	田辺 義信	〃 〃 三四六
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
乾 善輝	出井 陸治	巽 寛行	吉川 正人	巽 成元	寺田 惣一	古山 功	上田 市夫	古山 隆副	巽 博司
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七八二―二	三二五―四	一四〇―一	八〇三	五五〇―二	五二五―二	五五二	五六七	六〇八	六〇九